

長 第 1351 号
平成19年10月18日

各社会福祉施設長
各介護保険施設長
各在宅サービス事業者 } 様

石川県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」
について

日頃より、本県の社会福祉行政の推進についてご尽力いただきありがとうございます。
さて、今般標記の件につきまして、厚生労働省より告示が発出されましたので、県（長
寿社会課）のホームページにてご確認下さい。

なお、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平
成5年厚生省告示第116号）については、廃止されたことを、申し添えます。

下記のアドレスにてご確認下さい。

<http://www.pref.ishikawa.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi.htm>

(事務担当)

石川県健康福祉部長寿社会
在宅サービスグループ
施設サービスグループ

TEL 076-225-1417

FAX 076-225-1418